

表 法の対象となる水銀排出施設一覧

番号 (注1)	大気汚染防止法 水銀排出施設	規模要件	
1	小型石炭混焼ボイラー	○ 燃焼能力50L/時以上10万L/時未満のもの（石炭専焼ボイラーを除く。）	
2	石炭専焼ボイラー及び大型石炭混焼ボイラー	○ 燃焼能力 50L/時以上の石炭専焼ボイラー又は 10 万 L/時以上の石炭混焼ボイラー	
3	銅又は金の一次精錬施設	○金属の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）及び煅焼炉並びに金属の精錬の用に供する溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉及び平炉 ・原料処理能力 1 t/時以上	・銅又は金の一次精錬用のもの（専ら粗銅、粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
4	鉛又は亜鉛の一次精錬施設	○・金属の精製の用に供する溶解炉（こしき炉を除く。） ・火格子面積 1 m ² 以上 ・羽口面断面積 0.5 m ² 以上	・鉛又は亜鉛の一次精錬用のもの（専ら粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
5	銅、鉛又は亜鉛の二次精錬施設	・燃焼能力（注3）50L/時以上 ・変圧器定格容量 200kVA 以上 ○銅、鉛又は亜鉛の精錬の用に供する焙焼炉、焼結炉（ペレット焼成炉を含む。）、溶鋳炉（溶鋳用反射炉を含む。）、転炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力 0.5t/時以上 ・火格子面積 0.5 m ² 以上 ・羽口面断面積 0.2 m ² 以上 ・燃焼能力 20L/時以上	・銅、鉛又は亜鉛の二次精錬用のもの（鉛の二次精錬用の溶解炉には鉛合金の製造を含まない。） ・製鋼用電気炉ばいじんから亜鉛を回収する焙焼炉等（専ら粗銅、粗鉛又は蒸留亜鉛を原料とする溶解炉を除く。）
6	金の二次精錬施設	○鉛の二次精錬の用に供する溶解炉 ・燃焼能力 10L/時以上 ・変圧器定格容量 40kVA 以上 ○亜鉛の回収の用に供する焙焼炉、焼結炉、溶鋳炉、溶解炉及び乾燥炉 ・原料処理能力 0.5t/時以上	・金の二次精錬用のもの（専ら粗銀又は粗金を原料とする溶解炉を除く。）
7	セメントの製造の用に供する焼成炉	○ 火格子面積 1 m ² 以上 ○ 燃焼能力 50L/時以上 ○ 変圧器の定格容量 200kVA 以上	
8	廃棄物焼却炉（一般廃棄物焼却炉、産業廃棄物焼却炉等）	○ 火格子面積 2 m ² 以上 ○ 焼却能力 200kg/時以上 （専ら排出事業者が設置する廃油焼却施設であって、原油精製工程から排出された廃油以外を取り扱うものを除く。）	
9	水銀回収施設	○水銀回収義務付け産業廃棄物（注2）又は水銀含有再生資源（注3）を取り扱う施設（加熱工程を含む施設に限る。） ・施設規模による裾切りはなし。	

注1) 大気汚染防止法施行規則別表第3の3の項番号

注2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で規定

注3) 水銀による環境の汚染の防止に関する法律で規定